

多摩清掃工場の発電余剰電力を活用した電力地産地消事業に係る 共同選定プロポーザルに関する審査基準書

1 審査方針

「多摩清掃工場発電電力を活用した電力地産地消事業」における事業者選定のための審査は、電力地産地消事業に係る受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次の視点により行う。

2 審査の進め方

審査は、企画提案、提案の実現能力・体制等について、審査委員会が選考を行う。

(1) 審査項目等

		審査項目及び配点	審査事項
審査員 評価 項目	1	事業実施者の信頼性 (5点満点) × 4人	① 事業者の事業規模は適切か。
	2	提案事業の 信頼性・安定性 (5点満点) × 4人	① 電力地産地消事業の実施体制・運営体制、事業開始までのスケジュール調整は適切か。
	3	企画提案 (10点満点) × 4人	① 組合に対し、エネルギー循環型社会や脱炭素社会実現に資する効果的な提案がなされているか。 ② 多摩市に対し、エネルギー循環型社会や脱炭素社会実現に資する効果的な提案がなされているか。
	4	提案事業の実績 (20点満点)	① 電力地産地消事業の過去実績。
	5	提案価格 (300点満点)	① 電力売却に係る売電価格の経済的効果が高いか。 ② 電力購入に係る買電価格が標準より経済的効果が高いか。
		400点満点	

(2) 審査方法

上記審査項目について、下記(3)の評価基準のとおり審査する

合計点の高い順にランク付けを行い、最適受託候補者及び次席者を選定する。

また、同点の場合でランク付けを明確にする必要がある場合は、審査員の投票で決する。なお、投票においても同数の場合は、委員長により決する。

(3) 評価基準

審査項目	審査事項	評価及び得点				
		A とても良い	B 良い	C 概ね妥当	D やや不十分	E 不十分
1	①	5点	4点	3点	1.5点	0点
2	①	5点	4点	3点	1.5点	0点
3	①	5点	4点	3点	1.5点	0点
	②	5点	4点	3点	1.5点	0点
4	①	下記(4)のとおり (20点満点)				
5	①	下記(5)①のとおり (180点満点)				
	②	下記(5)②のとおり (120点満点)				

(1) 提案事業の実績の評価基準

参加事業者の過去実績	得点
過去5年の間に清掃工場から購入した電力を、清掃工場と関連する官公庁へ売却する電力地産地消事業を行った	20点
過去5年の間に、清掃工場から電力の購入、もしくは官公庁へ電力の供給実績がある	10点
過去5年の間に上記の受託実績なし	0点

※上記における過去5年の間の受託実績とは、平成28年4月1日から令和3年3月31日の間に受託した業務の契約実績を対象とする。

(2) 提案価格における評価基準

提案価格は、以下の方法にて評価及び得点を算定する。小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入する。

①売電価格

落札率 = 見積金額(税込) ÷ 契約目途額: 102,360,000円(税込)

得点 = 基礎点 + (落札率 - 1) × 400

※基礎点は60点とする。

※落札率が、「1.3」を上回る場合は、「1.3」として算定するものとする。

※小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入する。

※契約目途額を下回った場合は失格とする。

②買電価格

落札率 = 見積金額(税込) ÷ 契約目途額: 170,555,000円(税込)

得点 = 基礎点 + (1 - 落札率) × 600

※基礎点は60点とする。

※落札率が、「0.9」を下回る場合は、「0.9」として算定するものとする。

※小数点以下の端数が生じる場合は、小数点以下を四捨五入する。

※契約日途額を上回った場合は失格とする。

2. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提案価格が売電においては契約日途額を下回る、または買電において契約日途額を上回る場合